

引受保険会社

ハートフォード生命保険株式会社

募集代理店

株式会社 千葉銀行

2008年9月版

使用期限:2009年7月31日まで

ほーむたうん 応援団 plus+5

ハートフォード生命保険株式会社の
目標設定機能付
年金原資保証型変額個人年金保険



最終回に5点がプラスされます!



この商品パンフレットは、商品内容説明のための補助資料です。ご契約の際には、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）／ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

THE
HARTFORD
ハートフォード生命保険株式会社

どんなスポーツでも「1点でも多くとりたい」と思いますが
「ほーむたうん応援団（プラス5）」も同じです。
まず、安定した運用を行いますが、それだけで終わりません。
運用した成果にプラス5のボーナスが加わります。

誰でも

get
105%

基本保険金額の105%を最低保証します

plus
5%

10年後の積立金額に「5%プラス」をします

ご注意
いただきたい
ポイント

1. とりあえず預貯金 52%

「国民の多くが投資より貯蓄を選ぶ理由」という質問に52.3%の人が「お金は銀行や郵便局に預けていれば安心だと思うから」と答えています。

【国民の多くが投資より貯蓄を選ぶ理由】

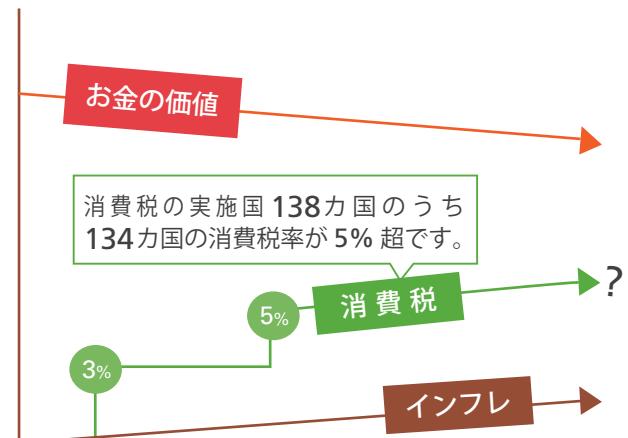
お金は銀行や郵便局に預けていれば
安心だと思うから 52.3%

株式や投資信託は、収益を期待できる
半面、元本が減る可能性もあるから 43.3%

株式や投資信託のことをよく知ら
ないから（商品性がわかりにくいから） 40.2%

2. 預貯金していれば大丈夫？

しかし、今後の「インフレ」や「消費税アップ」など目に見えないリスクに注意が必要です。



出所：内閣府「『貯蓄から投資へ』に関する特別世論調査」(平成19年5月)

出所：全国間税会総連合会「世界の消費税（付加価値税）の税率」
(平成19年度版)

！ お客様が負うことになる投資のリスクについて

変額個人年金保険は一時払保険料をファンドで運用します。ファンドの主要投資対象である投資信託は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額・解約払戻金額は払込保険料を下回ることがあります。

スラガキャッチできます！



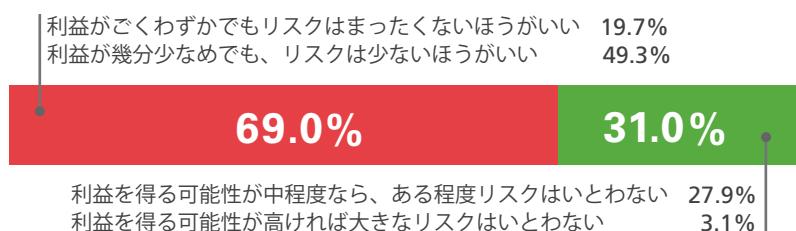
105%の最低保証は10年の運用期間を満了した場合のみとなります。また、解約・一部解約を行った場合等には受取総額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

解約時・死亡時等には、「5%プラス」はありません。



3. 運用で「へらしたくない」 でも「ふやす」ことは考えたい

約7割の人が「リスクをへらして、利益を得たい」と思っています。



出所：ハートフォード生命「5カ国退職意識調査」(2007年)



これらのお客さまの声（ハートフォード生命 カールセンター資料）を取り入れ、「ほーむたうん応援団（プラス5）」が誕生しました。

この商品パンフレットでは

- 積立期間を「運用期間」
- 特別勘定を「ファンド」
- 年金支払開始日を「年金受取開始日」
- 年金支払期間を「年金受取期間」
- 「基本保険金額の5%に相当する金額の加算」を「5%プラス」と表記しています。

ご契約時

- 一時払保険料（200万円以上）をファンドで運用します*

- 運用期間は 10 年となります

option 基本保険金額の120%を目標値として設定することができます



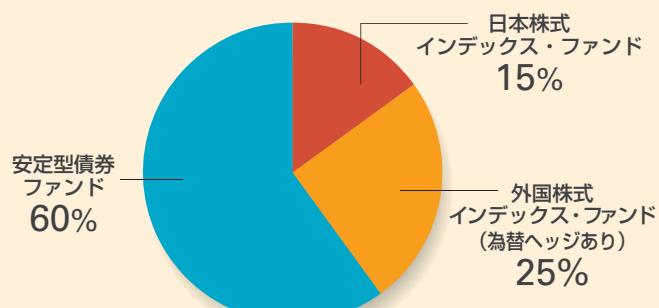
* 一時払保険料の5%を契約時費用として控除します。

※ 契約日からその日を含めて5年経過した日の前日までの間であれば、目標値の設定・解除を行うことができます。

運用期間中

- ファンド

下記の基本配分比率のファンドで運用を開始します



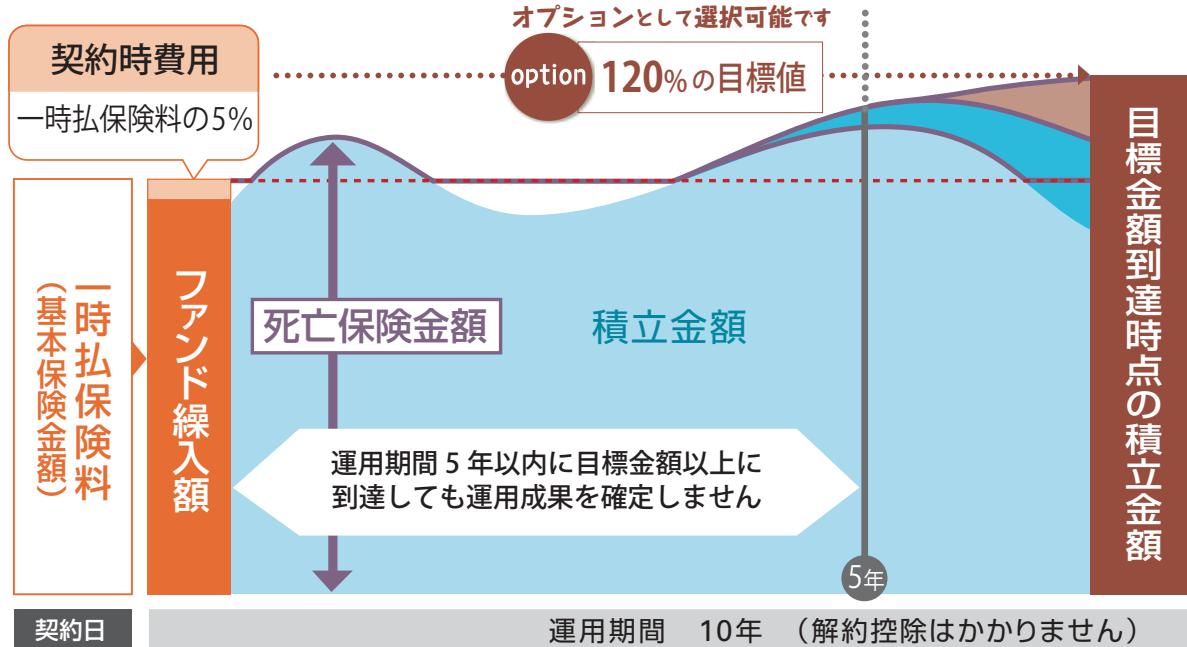
死亡保障

被保険者がお亡くなりになった日の

①積立金額 ②基本保険金額

のうち、いずれか大きい金額をお受け取りいただきます

イメージ図



- この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- このイメージ図は基本保険金額が一定の場合を想定しており、一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
- 基本保険金額は、一部解約があった場合は一部解約請求金額の積立金額に対する割合に応じて減額します。
- 契約日からその日を含めて8日目(8日目が営業日でない場合は翌営業日)の翌日以後、ファンドによる運用が開始されます。

運用期間満了時

get
105%
基本保険金額の
105%を最低保証

年金受取開始日の前日の積立金額が**基本保険金額を下回った場合**、
基本保険金額の100%に5%プラスをした金額を年金原資とします。

plus
5%
10年後の積立金額
に5%プラス

年金受取開始日の前日の積立金額が**基本保険金額を上回った場合**、
積立金額に5%プラスをした金額を年金原資とします。

※ 運用成果は年金でのお受け取りまたは一括受取をご選択いただけます(お申し込み時は10年確定年金となります)。

【ほーむたうん応援団(プラス5)の年金原資例】

	基本保険金額	年金受取開始日の 前日の積立金額	5% プラス	年金原資	一時払保険料 1,000万円の場合
get 105%	100	85	+ 5	105 * →	1,050 万円
	100	97	+ 5	105 * →	1,050 万円
plus 5%	100	102	+ 5	107 →	1,070 万円
	100	125	+ 5	130 →	1,300 万円

* 基本保険金額の100%に5%プラスをした105%が年金原資となります。

et
5%

積立金額が基本保険金額を
下回った場合の年金原資

基本保険金額の
105%を最低保証

plus
5%

積立金額が
基本保険金額を
上回った場合の年金原資

基本保険金額の
5%をプラス

年金受取開始日
前日の積立金額

年金受取開始日
前日の積立金額

一括受取

年金受取

受取方法については
P.7をご覧ください →

年金受取
開始日



- ・5% プラスは10年の運用期間を満了した場合のみとなります。
- ・目標金額到達時・解約時・死亡時等には、5% プラスはありません。

ふやす

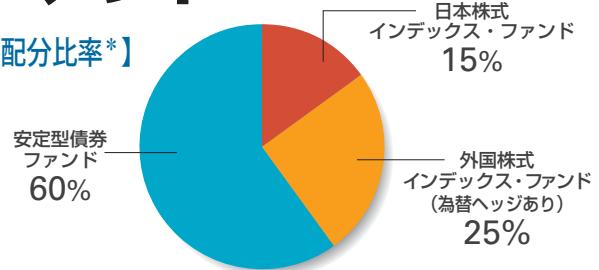
基本は守り、けれども攻めもはずせません ・バランスファンド

●申込期間：2009年1月31日まで

ファンド名称：世界アセットH9 SS (0809)

主な投資対象と
なる投資信託
スティート・ストリート・ワールドバランス VA 0809
<適格機関投資家限定>

【基本配分比率*】



*当ファンドは、所定の期間中はリバランス（基本配分比率への調整）が毎日行われ、原則として、日本株式インデックス・ファンド（15%）、外国株式インデックス・ファンド（為替ヘッジあり、25%）、安定型債券ファンド（60%）の基本配分比率を維持します。一方、所定の期間終了後はリバランスが行われないため、将来的には各資産の時価変動等に応じた配分になります。

●申込期間：2009年2月1日～2009年7月31日

ファンド名称：世界アセットH9 SS (0902)

主な投資対象と
なる投資信託
スティート・ストリート・ワールドバランス VA 0902
<適格機関投資家限定>

リバランスが行われる所定の期間

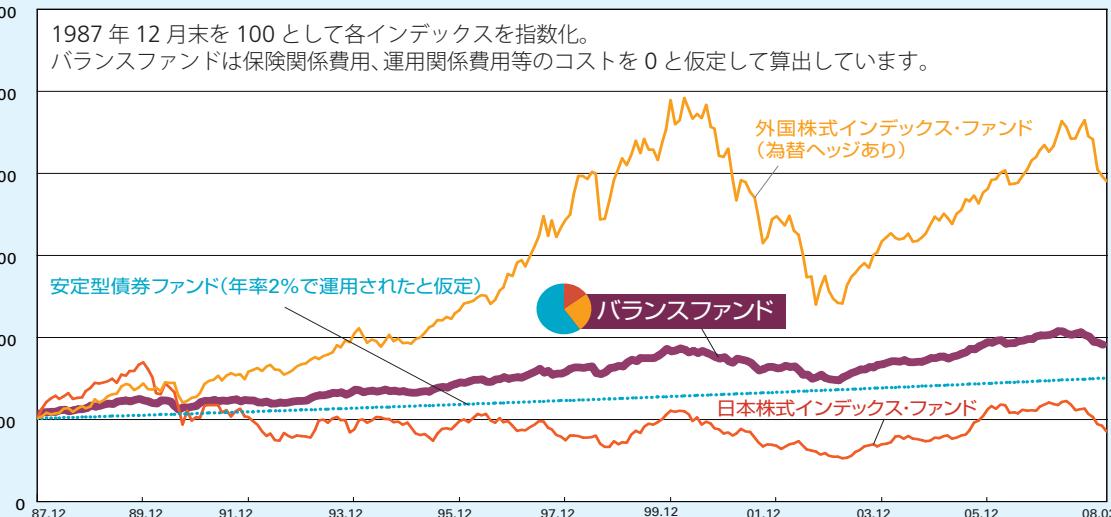
ファンド名	期間
世界アセット H9 SS (0809)	2009年2月6日まで
世界アセット H9 SS (0902)	2009年8月7日まで

運用方針・リスク等	国内外の株式及び国内外の公社債を主要投資対象とする外国投資信託証券に主として投資し、長期的に安定した資産の成長を目指します。株式を主要投資対象とする外国投資信託証券と公社債を主要投資対象とする外国投資信託証券の基本配分比率は当初 40%、60%で運用開始し、一定期間経過後、各資産の時価変動等に応じて変動します。外国株式部分については、その外国投資信託証券において為替ヘッジが行われ、また外国公社債部分については、その外国投資信託証券において原則為替ヘッジが行われます。価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等があります。
ファンドの概要	当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式による運用を行い、実質的に国内外の株式及び国内外の公社債等に投資を行います。 <ul style="list-style-type: none">日本株式インデックス・ファンド（「ハートフォード・インターナショナル日本株式インデックス・ファンド」）は、主として東京証券取引所に上場されている株式への投資を通じて、TOPIX（東証株価指数配当込み）と同等の投資収益の実現を目指して運用を行います。外国株式インデックス・ファンド（「ハートフォード・インターナショナル外国株式インデックス・ファンド（為替ヘッジあり）<クラス1>」）は、主として日本を除く世界の先進国の株式への投資を通じて、MSCI コクサイ・インデックス（円ベース）と同等の投資収益の実現を目指して運用を行います。安定型債券ファンド（「ハートフォード・インターナショナル安定型債券ファンド 0809 / 0902」）は、運用開始時に残存期間が 10 年程度の国内外の公社債等に投資し、外貨建資産については為替リスクを原則ヘッジすることにより、円ベースで安定した収益を得られることを目指します。投資対象は日本国債を含むグローバル債券で、主として格付け A 以上の公社債に投資します。
運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 STATE STREET GLOBAL ADVISORS SSGA
運用関係費用	投資信託の信託財産に対して 年率 0.3200% 程度（税抜年率 0.3117% 程度）

※詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

●ご参考

【ご参考①】 資産種類別インデックスとバランスファンドの指標の推移シミュレーション（費用控除前）



当資料は、過去において当ファンドが各インデックスに基づく運用成果を実現したと仮定した場合（安定型債券ファンドは年率 2% で運用されたと仮定）のシミュレーションであり、実際の運用による結果ではなく、また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。これらのシミュレーションでは、運用期間の初日からファンドにより運用されたものとして計算しています。



ふやす

option

5年を過ぎたら、チャンスがあります
運用成果の確定

option

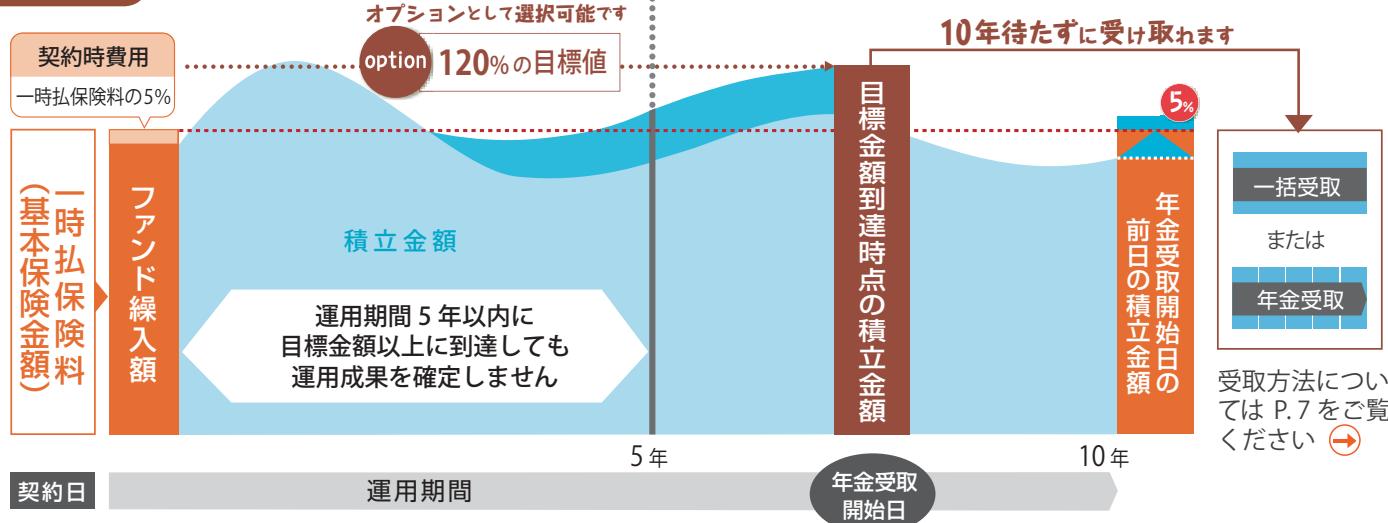
- オプションとして選択可能です

120%の目標値*を定めて運用成果を5年経過以後に確定することができます

- ・基本保険金額の120%を目標値として設定することができます。
- ・契約日からその日を含めて5年経過以後10年以内の運用期間中に積立金額が目標金額以上に到達した場合、ファンドによる運用は終了して10年の運用期間満了を待たずに年金を受け取ることができます。
- ・120%の目標値の設定・解除は、契約日からその日を含めて5年経過した日の前日までの間に行うことができます。

* 120%の目標値は、基本保険金額に対する積立金額の割合です。

イメージ図



- ・この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- ・このイメージ図は基本保険金額が一定の場合を想定しており、一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
- ・基本保険金額は、一部解約があった場合は一部解約請求金額の積立金額に対する割合に応じて減額します。
- ・契約日からその日を含めて8日目(8日目が営業日でない場合は翌営業日)の翌日以後、ファンドによる運用が開始されます。



- ・目標金額以上に到達した場合、5%プラスはありません。・5年経過以後、目標値の設定・解除はできません。

【ご参考②】5年経過以後10年以内に120%の目標値以上に到達した割合のシミュレーション（費用控除後）

120%の目標値に到達した割合および期間	46.8% (58期間/124期間中)	平均期間	8.1年
----------------------	------------------------	------	------

【ご参考③】10年後のシミュレーション*（費用控除後）

基本保険金額に対する積立金額の割合	105%以上 (100%+5%)	110%以上 (105%+5%)	115%以上 (110%+5%)	120%以上 (115%+5%)
到達した割合および期間	100% (124期間/124期間中)	56.5% (70期間/124期間中)	56.5% (70期間/124期間中)	54.0% (67期間/124期間中)

* 10年後のシミュレーションの結果には5%プラスをしています。また、到達した期間数には運用期間5年経過以後10年以内に120%の目標値に到達した期間も含みます。

■使用インデックス 【日本株式インデックス・ファンド】TOPIX配当込み指数 【外国株式インデックス・ファンド（為替ヘッジあり）】MSCIコクサイ指数（配当なし、現地通貨ベース）とMSCIコクサイ指数（配当なし、円ヘッジベース）から算出した為替ヘッジコストを、MSCIコクサイ指数（グロス、現地通貨ベース）から控除してハートフォード生命にて作成したインデックス【安定型債券ファンド】年率2%で運用されたと仮定【バランスファンド】日本株式インデックス・ファンド（15%）、外国株式インデックス・ファンド（為替ヘッジあり・25%）、安定型債券ファンド（60%）の比率で保有した各資産クラスの各月の收益率から算出。
【データ期間】1987年12月末～2008年3月末の月次データ 【データ出所】Bloomberg

■費用項目の説明（ご参考②③）契約時費用 5% 保険関係費用 年率2.65% 運用関係費用 年率0.3200%程度（税抜年率0.3117%程度）

※ご参考②③では、1987年12月～1998年3月までの各月末を起点にバランスファンドで10年間運用したものと仮定した124期間をデータ期間数としています。

※ご参考①のシミュレーションでは、バランスファンドのリバランスが各月末に行われたものとし、ご参考②③では、行われなかつたものとしています。

つかう

受け取り方は選べます 多彩な受取方法

■ 年金受取について

運用期間満了時または積立金額が目標金額以上に到達した場合、10年確定年金の受取にかえて、下記の受取方法に変更いただくことが可能です。

確定年金 *1

確定した年金受取期間中、定額の年金をお受け取りになります。年金受取期間は5・15・20年の中からお選びください。



保証期間付終身年金 *1 *2

被保険者がご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになります。保証期間は5・10・15・20年の中からお選びください。



保証期間付夫婦年金 *1 *2

ご夫婦のどちらか一方でもご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになります。保証期間は5・10・15・20年の中からお選びください。



* 1 保証期間中（確定年金では年金受取期間中）、被保険者（保証期間付夫婦年金ではご夫婦両方）がお亡くなりになった場合、未払年金の現価に相当する金額を死亡一時金としてお受け取りいただけます。

* 2 年金受取開始年齢（被保険者の年齢で判定）が、40歳～90歳の範囲内である場合にお選びいただけます。

● 一括受取

年金受取にかえて、未払年金の現価に相当する金額を、一括受取することができます。

● 後継年金受取人の指定

年金受取人が年金への移行日以後にお亡くなりになった場合に備え、その後の年金受取人をあらかじめ指定できます。

年金額は、ハートフォード生命の定めるところにより、年金への移行日の前日の積立金額等をもとに、年金への移行日における基礎率（予定利率・予定死亡率等）により計算した金額となります。したがって、ご契約時点では年金額は確定しておりません。

option

目標金額以上に到達した後の運用成果の確定について

● 積立金額の推移をハートフォード生命が毎営業日に確認します。

契約日からその日を含めて5年経過以後の積立金額の増減を、契約者にかわってハートフォード生命が毎営業日に確認します。

積立金額が目標金額以上に到達した場合、以下の流れに基づいて運用成果を確定することができます。

目標金額以上に到達
(契約日より5年経過以後)

ファンドでの運用を終了
(目標金額以上に到達した日の翌日
=年金への移行日)

郵送で通知
(年金への移行日以後
30日以内に返送)

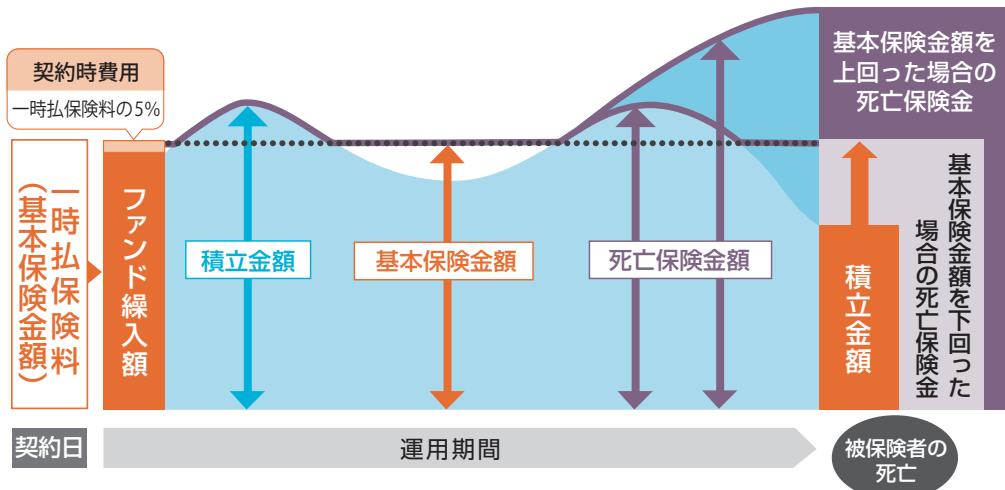
年金の受取を開始

のこす

のこされる家族のために…

死亡保障・相続年金支払特約

【運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合のイメージ図】



- この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- このイメージ図は基本保険金額が一定の場合を想定しており、一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
- 基本保険金額は、一部解約があった場合は一部解約請求金額の積立金額に対する割合に応じて減額します。
- 契約日からその日を含めて8日目（8日目が営業日でない場合は翌営業日）の翌日以後、ファンドによる運用が開始されます。

■ 運用期間中の死亡保障について

被保険者がお亡くなりになった日の、①積立金額 ②基本保険金額 のうち、いずれか大きい金額を死亡保険金としてお受け取りいただきます。ただし、契約日からその日を含めて8日以内（8日目が営業日でない場合は翌営業日まで）に被保険者がお亡くなりになった場合には基本保険金額となります。

※年金への移行日以後に被保険者がお亡くなりになった場合には、未払年金の現価に相当する金額を死亡一時金としてお受け取りいただきます。

■ 死亡保険金の受取方法について

- 一括受取 …… 全額を一括でお受け取りになる方法です。
- 年金受取 …… 毎年定額の確定年金でお受け取りになる方法です。
- 据置受取 …… 全額を一定期間保険会社の定める一定の利率で据え置いた後にお受け取りになる方法です。

■ 相続年金支払特約について

死亡保険金を「年金でのこす」ことを契約者が指定できる特約です。契約後に途中で付加することもできます。

● 相続年金

死亡保険金の100%、75%、50%または25%を年金基金に充当して、毎年定額の相続年金をのこすことができます。

● 相続年金受取期間

契約者が5・10・15・20・25・30・35・36年から指定できます。

相続年金は相続年金受取人からのお申し出があっても一括で受け取ることはできません。

解約・税金のお取り扱い

■ 解約・一部解約について

● 全部解約

運用期間中にご契約の全部を解約して、解約日の積立金額を払戻金として受け取ることができます。



税金のお取り扱いについては、平成20年7月現在施行中の税制によるものです。したがって、将来変更される場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税金のお取り扱いについては、所轄の税務署等にお問い合わせください。

● 一部解約

運用期間中にご契約の一部を解約して、払戻金を受け取ることができます。

【契約日からその日を含めて8日以内の解約のお取り扱いについて】

契約日からその日を含めて8日以内（8日目が営業日でない場合は翌営業日まで）の解約については、受領した一時払保険料相当額を全額払戻いたします。

※契約日からその日を含めて8日以内の解約のお取り扱いは、ハートフォード生命が不備のない必要書類を期限内に受領した場合に対象となります。クーリング・オフ制度とはお取り扱いが異なりますのでご注意ください。



- 解約または一部解約を行った場合には、受取総額が一時払保険料相当額を下回ることがありますのでご注意ください。
- 120%の目標値を設定し一部解約を行った場合、目標金額は一部解約後の基本保険金額に対する積立金額の割合となります。

■ 税金のお取り扱いについて

ご契約時のお取り扱い

● 生命保険料控除

ご契約時にお払い込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります（「個人年金保険料控除」の対象にはなりません）。その他の保険料等と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

生命保険料控除の対象となる生命保険料等は、納税者本人が契約者（保険料負担者）であり、保険金受取人のすべてを納税者本人、その配偶者、またはその他の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）とする生命保険契約等の保険料等に限られます。

運用期間中のお取り扱い

● 解約時の差益に対する課税

課税時期	年金種類	ご契約後解約までの期間	税金のお取り扱いと種類
解約・一部解約時	確定年金	5年以内	20% 源泉分離課税 所得税 15% + 住民税 5%
		5年超	総合課税 所得税（一時所得）+ 住民税

● 死亡保険金受取時の課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
A（本人）	A（本人）	Aの相続人*	相続税
		Aの相続人以外	

*死亡保険金の相続税非課税枠（500万円×法定相続人の数）の適用が可能です。

年金受取開始後のお取り扱い

● 年金受取時の課税

契約形態	課税時期	税金の種類
契約者が年金受取人の場合	毎年の年金受取時	所得税（雑所得）+ 住民税
	年金一括受取時	確定年金 所得税（一時所得）+ 住民税
		保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金 所得税（雑所得）+ 住民税

商品概要・諸費用

商品概要

契約形態	契約者＝被保険者＝年金受取人
加入年齢（被保険者）	0歳～満80歳
保険料払込方法	一時払のみ
基本保険金額 (一時払保険料)	200万円～3億円（1円単位） 他にハートフォード生命でのご契約がある場合は通算して5億円を超えることはできません。
告知項目	職業告知のみ
契約日	保険契約のお申し込みに対し、ハートフォード生命が承諾した日となります。
option 目標値の設定	基本保険金額の120%を目標値として設定可 契約日からその日を含めて5年経過した日の前日までの間であれば、目標値の設定・解除を行うことができます。
運用期間	10年 契約日からその日を含めて8日目（8日目が営業日でない場合は翌営業日）の翌日以後、ファンドによる運用が開始されます。
年金種類	確定年金 年金への移行の際に年金種類を変更することができます。
年金受取期間	10年 年金への移行の際に年金受取期間を変更することができます。
付加できる特約	相続年金支払特約
クーリング・オフ制度 (お申し込みの撤回等)	申込者または契約者は、クーリング・オフ制度について記載した書面の交付日とご契約の申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内（消印有効）であれば、書面によりお申し込みの撤回等をすることができます。
増額	お取り扱いはありません

諸費用

契約時費用	一時払保険料の5%	この保険契約の締結などに必要な費用です。 一時払保険料の5%相当額が保険料のファンドへの繰入の際に保険料から控除されます。
保険関係費用	積立金額に対して 年率2.65%	新規契約の成立や維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を支払うために必要な費用です。 ファンドの積立金額に対する割合（率）で決められており、積立金額にこの割合（率）を乗じた金額の1/365が積立金額から毎日控除されます。
運用関係費用	投資信託の信託財産に対して 年率0.3200%程度 (税抜年率0.3117%程度)	ファンドの運用にかかる費用です。 主にファンドが投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対し所定の率を乗じた金額が毎日控除されます。外国投資信託証券を投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ」であるため、ファンド・オブ・ファンズ自身の信託報酬に加え、主要投資対象である外国投資信託証券の信託報酬も考慮した場合の費用です。信託報酬は、投資対象である投資信託にかかる信託報酬年率0.1733%程度（税抜年率0.1650%）と、その投資対象である各外国投資信託証券にかかる信託報酬年率0.14667%との合計年率0.3200%程度（税抜年率0.3117%程度）となります。信託報酬のほか、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用はファンドがその保有資産から負担するため、基準価額に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります（詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください）。
年金管理費	年金額の1%	年金支払の管理にかかる費用です。 年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。
解約控除	かかりません	

この商品にかかる費用の合計額は、「ご契約時の費用（「契約時費用」）」、「運用期間中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用」）」、「年金受取期間中の費用（「年金管理費」）」の合計額となります。

- 本保険商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 解約・一部解約をした場合や年金受取開始日以降に年金の一括受取をした場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ること（元本割れリスク）があります。

ハートフォード生命はセカンドライフのための
バリエーション豊かなアドバイス、ソリューションを提案します。
ハートフォード生命は「セカンドライフの達人」として、トップブランドを目指します。



THE HARTFORD (米国)

米国では火災保険事業から始まり、200年近くにわたり、顧客の信頼に応えてきました。特に変額個人年金(Variable Annuity)事業では全米でもトップクラスの規模にあります。2007年12月末でのグループ全体の総資産は3,603.61億ドル(1ドル=114.16円換算で約41兆1,388億円)に及びます。



リンカーン



ベーブ・ルース

リンカーン・アメリカ第16代大統領には、ご自宅の火災損害保険をご契約いただきました。

メジャーリーグの往年のホームラン王、ベーブ・ルース選手には、シーズン中の病気欠場による収入減をカバーする収入補償保険をご契約いただきました。

ハートフォード生命保険株式会社(日本)

ハートフォード生命保険株式会社は、日本での営業開始以来、販売が好調に伸展し、これまでの個人年金保険の累計販売額は4兆円を超えました。

総資産においては2008年3月末時点で、4兆683億円となりました。また、変額個人年金保険の特別勘定資産残高は3兆6,519億円、国内シェア23.2%で日本ナンバーワン*の実績を誇っています。

* 保険毎日新聞(2008年6月6日発行)より

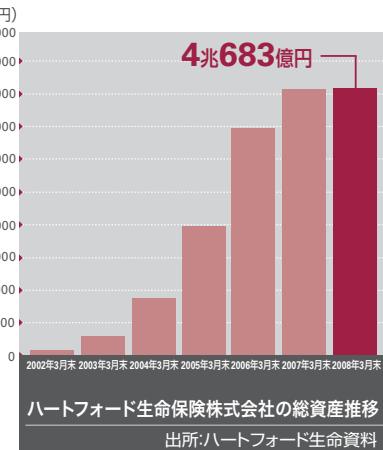
日本のハートフォード生命は、スタンダード&プアーズ社より「AA-」(保険契約債務を履行する能力は非常に強い)の保険財務力格付けを取得しています。

AA-

保険契約債務を履行する能力は非常に強い。(2008年7月末現在)

◎ 保険財務力格付けとは、保険会社の保険金を支払う能力に対するスタンダード&プアーズ社の現時点での意見です。格付けは保険会社の財務力あるいは安全性を保証するものではなく、同社が保険金支払等について保証するものではありません。

◎ 最新の格付け情報については、スタンダード&プアーズ社のウェブサイト、<http://www.standardandpoors.co.jp>をご覧ください。



千葉銀行とハートフォード生命は、千葉ロッテマリーンズの「ふるさとベースボール基金」構想に協賛しています。

※この商品はハートフォード生命を引受保険会社とする保険商品です。

「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)／ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」は、ご契約にともなう大切なことから、および特別勘定(ファンド)の投資する投資信託等についてご説明しています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願ひいたします。後日お送りする保険証券と共に大切に保管し、ご活用ください。

募集代理店からのお知らせ

- 本保険商品のお申し込みの有無が、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- 保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みは、お受けできません。
- 本保険商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

この保険商品はクーリング・オフ制度の対象となります。詳しくは、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)／ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をご覧ください。

「ほーむたうん応援団(プラス5)」はハートフォード生命保険株式会社の目標設定機能付年金原資保証型変額個人年金保険の商品名です。ハートフォード生命保険株式会社は、募集代理店と募集代理店委託契約を締結し、募集代理店の変額保険販売資格を持つ生命保険募集人を通じて変額個人年金保険を販売いたします。この保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)／ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をご覧のうえ、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

■ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとハートフォード生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約の締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してハートフォード生命保険株式会社が承諾したときに効的に成立します。また募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

■ 生命保険契約者保護機構について

万一、保険会社が経営破綻した場合、死亡保険金額・積立金額・払戻金額・将来の年金額等が削減される場合があります。その際には「生命保険契約者保護機構」により、ご契約の保護が図られることになります。ただし、この場合にも死亡保険金額・積立金額・払戻金額・将来の年金額等が削減されることがあります。契約者保護措置の詳細については「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 ■ TEL 03(3286)2820 ■ ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

[募集代理店]

株式会社 千葉銀行

〒260-8720 千葉市中央区千葉港1-2

ハロー チババンク

00 0120-86-7889

お問い合わせ時間 9:00～21:00 (月～金 ただし銀行の休業日を除く)

ホームページアドレス <http://www.chibabank.co.jp>

[引受保険会社]

ハートフォード生命保険株式会社

〒105-0022

東京都港区海岸1-2-20

汐留ビルディング15階

TEL: 03-6219-3784 (みんなのハートフォード)

<http://www.hartfordlife.co.jp>